

次世代金融勉強会(第2回)議事要旨

〔 開催日：2022年9月26日
開催方式：オンライン開催 〕

プレゼンターから資料に基づいて説明が行われた後、主に NFT と金融取引との関係や NFT の価値形成などについて議論が行われた。参加者からの主な意見等は以下のとおり。

- ・ NFT は、「(本来、複製することが可能な)デジタルデータを『唯一無二』のものにする」と喧伝されがちであるが、同じ内容のスマートコントラクトを複数起動すること等により、同じデジタルデータに紐づき、かつ同じトークン ID を持つ NFT を複数発行することができる。また、NFT のトークン自体はブロックチェーンで分散管理することが可能であり、NFT を発行した事業者等が倒産してもトークンは存続しうるが、NFT と紐づくデジタルデータなどはそれを管理している発行体等の事業者が倒産すれば失われる可能性がある。
- ・ 現状では NFT は金融取引ではないと理解。消費者保護の観点からは事業者の信用リスク管理は重要であろう。ただ、不動産取引が REIT によって金融取引化した例もあり、今後は状況に応じた対応が必要となり得る。
- ・ 仮に NFT を金融取引化するのであれば、そうした市場の発展のためには、承諾の無いものや偽物を買ってしまった人を保護する金融 ADR のような機能が重要になろう。
- ・ 法的な保護という観点からは、まず、NFT と紐づくデジタルアートの作成者や当該 NFT の販売者などが、商標の侵害として訴えられることは海外では今でも起きている。国内の消費者保護については、消費者契約法や特定商品取引法などによる保護が考えられるが、消費者の立場としては、きちんとした事業者が運営するプラットフォームを利用することが重要だろう。
- ・ NFT を担保として利用することも考えられるが、担保価値を把握する際の参考となるメルクマールはあるのだろうか。
- ・ NFT を担保にする話はあるが、メルクマールになるようなものはなく、また NFT の価格自体が非常にボラタイルな状況にあるため、担保利用は容易では

ない。

- ・ リアルの美術品の場合、簡単に同じものが作れないために価値が保証され、担保になる場合もあると思うが、NFT の場合、同一(または類似した)ものをたくさん作って値崩れすることはないのだろうか。また、リアル美術品には国際的な市場があるが、NFT にそうした市場はあるのか。
- ・ 個々の事業者が運営するマーケット・プレースのなかには、国際的にも有名なものがあるが、統一的な市場があるわけではない。
- ・ 現状では、NFT の価格は暗号資産価格の動向に連動する傾向があり、NFT が表象するもの(紐づいているもの)とは異なる、投機的な値動きとなっているものが少なくない。他方で、コンサート・チケットなどを NFT 化したものなどには、対象とするコンサートや座席に起因した一定の価値が認められるであろう。
- ・ 現状では、NFT について厳密な意味で法律上の所有権は認められていない。ただ、NFT をポジティブに発展させていくためには、何の権利も「ない」というより、何らかの権利が「ある」としたいところ。
- ・ (コンサート・チケットなどのように)利用する権利や財産権は認められる可能性があるのではないか。また、トークンあるいはブロックチェーンを活用することから生じる「流通することに対する価値」という側面もあるのではないか。
- ・ NFT はサイバー空間のプロダクトであるため、政府がオーソライズすればよいというものでもなかろう。自主規制なども難しいなか、どのように価値を担保するかを模索する興味深い局面かと考える。

以 上